

【原 著】

就学時期のセクシュアルハラスメントに関する文献研究

野田 夕月奈 大守 伊織

Literature Reviews on Sexual Harassment at School in Japan

NODA Yukina, OHMORI Iori

2023

岡山大学教師教育開発センター紀要 第13号 別冊

Reprinted from Bulletin of Center for Teacher Education
and Development, Okayama University, Vol.13, March 2023

就学時期のセクシュアルハラスメントに関する文献研究

野田 夕月奈※1 大守 伊織※2

児童生徒の健全な発達を阻害する一要因として就学時期におけるセクシュアルハラスメント(以下, SH)がある。文部科学省(2020)は, 児童生徒への性犯罪・性暴力を根絶するため, 「生命(いのち)の安全教育」として教育・啓発を強化し, SHについても正しい理解と知識を促している。本論文では, 就学時期におけるSHについて, 先行研究や取組の動向をまとめ, 今後の研究課題について述べた。就学時期におけるSHは, その被害経験が自尊心や学習意欲に影響を及ぼす可能性が示唆されているが, その発生件数について政府による一律的な調査は行われておらず, 各自治体教育委員会独自の調査結果および相談件数やわいせつ事例に係る懲戒免職処分の件数から推測するにとどまっていた。就学時期におけるSHの研究課題として, SHの発生頻度を把握することや, SHの被害経験と被害者の心理的または社会的な適応との関連について, 統計的手法を用いて客観的に検討することが挙げられる。

キーワード: セクシュアルハラスメント, ジェンダーハラスメント, ジェンダーステレオタイプ

※1 岡山大学大学院教育学研究科非常勤研究員

※2 岡山大学学術研究院教育学域

I はじめに

児童生徒の健全な発達を阻害する要因の一つとして就学時期におけるセクシュアルハラスメント(以下, SH)がある。就学時期のSHは「相手の意に反した, 性的な性質の言動を行い, 就労上または就学上の不利益を与えたり, またはそれを繰り返すことによって職場環境・教育環境を著しく悪化させること」と定義される(亀井, 2015)。就学時期のSHは児童生徒の人格形成に大きな悪影響を与えることになるとともに, 教育を受ける権利を侵害する行為である(亀井, 2002)。しかし, 就学時期のSHについては, 性に関するデリケートな問題であることや学校のパターンリズムによって問題が顕在化しにくい(杉村, 2005)という難しさもあり, 研究が進んでいないのが現状である。本稿では, 就学時期におけるSHの実態について過去の調査や取り組みをまとめること, また, 就学時期におけるSHについて明らかにされていないことを挙げ, 今後克明な検討がなされるべき研究課題を述べることを目的とする。今まで研究対象として扱われにくかった就学時期におけるSHに焦点を当て, 問題を顕在化させ, その実態と研究課題を把握することで, 就学時期におけるSHについての研究の発展および健全で安全な学校環境づくりに寄与することができると考える。

II 方法

就学時期における SH の研究動向について、CiNii および Google Scholar を用いて文献検索を行った。検索語は、「スクールセクハラ」「学校 セクシュアルハラスメント」「セクシュアルハラスメント 影響」「school sexual harassment」であった。教育実習生への SH や教員間の SH は研究対象として除外した。研究対象の論文で引用されている論文のうち重要と考えられる文献を適宜検討対象に加え、最終的に 14 編の文献を抽出し、これらを研究対象の文献とした。

なお、SH の定義や教育委員会における現状調査資料、法および制度に関する資料は google を検索エンジンとして用いて検索した。

III 就学時期における SH についての研究動向

1 SH の定義

就学時期の SH は「相手の意に反した、性的な性質の言動を行い、就労上または就学上の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって職場環境・教育環境を著しく悪化させること」と定義される(亀井, 2015)。

就学時期の SH には、対価型と環境型といった職場での SH の分類では説明がつかないパターンがあり、亀井(2002)は就学時期の SH を 7 つのパターンに分類している。1 つ目は身体接触型である。身体接触型は、体育の授業やクラブ活動、実習の時などに指導や補助という名目で意図的に児童生徒の体をさわったりする行為である。授業時だけでなく、服装指導の際、胸のポケットに手を差し入れて名札をとりだすことも報告されている。また小学校段階では児童を膝に乗せたり、マッサージと称して教員の体や性器に触れさせることも身体接触型の SH となる。2 つ目は犯罪型である。犯罪型は刑法の強姦や強制わいせつにあたるような行為であり、補修や指導として児童生徒を呼び出し、1 対 1 の状況を作り出したうえで行われることが多い。この場合、生徒が相談をしても加害者は全面否認を繰り返すことが多く、処分に踏み切れないケースが多々ある。3 つ目は観賞型である。鑑賞型は更衣中や水着姿、身体検査などを鑑賞したり品定めしたり、更衣中教員が教室から去らないといったケースである。4 つ目はプライバシー干渉・侵害型である。プライバシー干渉・侵害型は生理の事や下着の色、交友関係や性体験などプライバシーに関わることを聞き出すケースである。5 つ目はからかい型である。からかい型は児童生徒の体つきや容貌についてからかったり批評したりすることや、授業中に先生が卑猥なことを話し児童生徒の反応をみて笑ったり言葉を掛けたりするケースである。6 つ目は懲罰型である。懲罰型は課題に取り組まなかった、試合に負けたこと等を理由として裸にしたり、パンツを下げてお尻を叩くといった行為である。そして 7 つ目はジェンダーハラスメント型である。ジェンダーハラスメント型は伝統的性別役割や行動様式を期待し役割期待に応えると肯定的評価をし、そこからはずれた性別役割意識や行動に対しては否定的な評価を与えるものである。

牟田(2016)は、SHの被害は性的被害だけではなく、労働権・教育を受ける権利を侵害されるものであり、生計や人生設計に関わる被害であると述べている。さらに、亀井(2002)も、「就学時期のSHは児童生徒の人格形成に大きな悪影響を与えることになるとともに、教育を受ける権利を侵害する行為である」と強く主張している。

また、文部科学省は、令和2年度から、児童生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者のいずれにもならないよう、「生命(いのち)の安全教育」の実施に取り組んでいる。「生命(いのち)の安全教育」では、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響などを正しく理解したうえで、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身に付けることを目的としている。「生命(いのち)の安全教育」では、発達段階に応じて、相手の大切なところを見たり、触ったりしてはいけないこと、いやな触られ方をした場合の対応、相手と自分を守る「距離感」、デートDVやSHを含めた性暴力や二次被害、性暴力の身近な被害実態や被害に遭った場合の対応・相談先等について正しい理解と知識を促すための啓発および教育を行っている。しかし、文部科学省が作成した教材や手引きでは、SHを取り扱うのは高校生からとされており、中学生以下の段階ではSHについて学ぶ機会が設けられていない。低学年段階の児童生徒もSHの当事者となり得る可能性を考慮して、SHについて正しい知識や認識を得る機会を設ける必要があると考える。

2 就学時期におけるSHについての法および制度

就学時期のSHへの対応について、法や制度の視点から述べる。現在、日本には児童生徒の安全を守るための法として学校保健安全法、児童虐待防止法、性犯罪規定がある。学校保健安全法では、「学校において、事故、加害行為、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、および事故等により児童生徒等に危険又は危害が生じた場合において適切に対処することができるよう必要な措置を講ずる」努力義務を定めているが、この加害行為には児童生徒間のいじめや暴力と不審者からの児童生徒に対する危害を含むのみで、教員による児童生徒に対する性的加害行為は含まれていない。また、児童虐待防止法では、虐待の当事者を保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう）に限定しており、教員による性的虐待はこの法律の対象外となっている(柳本, 2017)。さらに、児童福祉法では34条に「児童に淫行をさせる行為」を定めており、教員の性的加害行為の一部はこれに含まれる。さらに刑法の強姦罪には、「13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。」と定められ、教員の児童生徒に対する性的加害行為を罰することができる。しかし、「暴行または脅迫を用いて」という要件を満たさなければならず、教員の性的加害行為は児童生徒がそれを拒否できない状況を利用して行われるものであるため、暴行や脅迫といった抵抗を著しく困難にする程度のものすら必要ない場合がほとんどである。さらに強姦罪は親告罪であるが、児童生徒が教員を告

訴することの難しさを考えるとこれらの法を用いて教員から児童生徒への性的加害を罰することは難しい(柳本, 2012)。これらのことから、日本には現在、就学時期における SH を禁止する仕組み以前に、児童生徒の性的安全を守るための仕組みがほとんどない。柳本(2012)は、これまでの就学時期における SH 理解において、就学時期における SH が児童生徒の性的安全に対する侵害行為であるという認識が希薄であることが対応の不十分さの原因であったと指摘し、有効な制度の確立、施策が求められると述べている。児童生徒の性的安全を守る根拠となる法や制度の整備や相談機関の設置によって行政が対応を進めやすい状況になれば、就学時期の SH についてより積極的な対応や施策がとられるであろう。

3 就学時期における SH の現状

就学時期の SH の発生件数について、文部科学省等の政府による一律的な調査は行われておらず、各自治体教育委員会独自の調査結果および職場での SH と同様に相談件数やいせつ事例に係る懲戒免職処分の件数から推測するにとどまっている。また、SH の相談件数は発生の多少より、問題が顕在化しやすいかどうかによって左右される側面があり、相談件数によって SH の実態をつかもうとすることは難しい(東京都産業労働局, 2020)。さらに就学時期の SH については「将来があるのに、性の問題の被害者にするのは避けるべき」という学校のパターンリズムによって事件が内密に処理され、うやむやにおわるケースが多い(杉村, 2005)ことから相談件数や懲戒処分事例から実態を把握することは極めて困難である。

これらのことから、就学時期の SH について児童生徒を対象とした一律的な調査が求められるが、現在に至るまで就学時期の SH について児童生徒を対象として調査をしているのは神奈川県教育委員会および千葉県教育委員会のみである。神奈川県教育委員会(2020)は、県立高等学校 138 校、県立中等教育学校 2 校、県立特別支援学校(高等部)29 校のすべての生徒約 125,200 人を対象として、就学時期における SH の経験について調査した。調査の結果、被害を受けたと回答したのは 32 件であり、その内訳は性的なからかいや冗談などを言われた(10 件)、必要もないのに体に触られた(8 件)、「女(男)にはまかせられない」「男(女)らしくない」など性別により決めつけられた(6 件)、その他(10 件)、不明(1 件)であった(複数回答可)。また被害を受けた後、「友だち、家族など身近な人に相談した」等何らかの対応をとったと答えたのは 8 件であったのに対して、「何もしなかった」と回答したのは 20 件、残りの 4 件については調査報告書に記載されていなかった。この回答結果から被害を受けた際、周囲に相談することができず一人で抱え込んでしまうことの方が多いと考えられ、相談窓口の周知や児童生徒が助けを求められる環境づくりが必要であることが示唆された。また、神奈川県教育委員会の調査では高校生を対象とするにとどまり、中学生や小学生への調査は行われていない。さらに、SH として挙げられている項目は「携帯電話などで性的なメッセージや画像を送られた」「性的なからかいや

冗談などを言われた」「必要もないのに体に触られた」「性的な関係を求められた」「女(男)には任せられない」「男(女)らしくない」など性別により決めつけられた」の5項目のみであり、その他のSHについては調査が行われていない。近年、児童生徒がSNSを利用する機会が増えていること等から、SNSを通じた被害等を考慮した調査項目を増やし、具体的な調査を行っていくことが求められる。

千葉県教育委員会(2021)は、千葉市立学校および市立高等学校を除く、すべての公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に在籍するすべての児童生徒455,663人を対象として就学時期におけるSHの経験について調査した。セクハラだと感じた回答件数は小学校で148件、中学校で153件、高等学校で224件、特別支援学校で18件であった。小学校では、容姿等の身体的特徴を話題にされ、不快であった(50件)が最も多かったのに対し、中学校や特別支援学校では、不必要に身体を触られ、不快であった(61件および3件)が、高等学校では、性的な話・冗談等を言われ、不快であった(54件)が最も多かった。学校段階によって発生しやすい、または児童生徒が認識しやすいSHに違いがある可能性がある。学校段階が上がるにつれてセクハラだと感じた回答件数が増えているのは、学校段階が上がるにつれてSHの発生が増えているためとは限らず、被害者である生徒が「セクハラである」と認識できるようになった可能性が考えられる。低学年段階ではSHを受けた際、それをSHだと認識することができず、受け入れてしまうケースが考えられる。SHや性被害を正しく認識できるよう低学年段階から教育活動を行っていく必要がある。また加害者を教員のみ限定するのではなく、児童生徒間での被害や親族からの被害を想定した調査を実施する必要があると考えられる。

また、山田・中道・黒川(2015)は、教育学部および教育学研究科に所属する学生360名を対象に、大学におけるSH被害経験について調査を行っている。調査の結果、「性体験の有無について尋ねられる(51名)」、「性的に卑猥な内容を直接、あるいは間接的(手紙、e-mailなど)に話される(39名)」、「恋愛経験の詳しい内容(交際人数、デートの内容など)を尋ねられる(112名)」、「身体的なスキンシップ(肩をポンポンと叩く、頭をなでるなど)を行ってくる(123名)」、「体型・服装などの外見に対して、必ずしも事実とは言えない否定的な評価をされる(太りすぎ／やせすぎ、カッコ悪い／かわいくないなど)(52名)」、「あなたの考え方とは異なる、性役割に関する考え方(男／女は…するのが良いなど)を押し付ける(50名)」といった項目について大学内で被害経験を有していることが明らかになった。しかし、本調査では行為者を「先輩」および「教員」のみに限定しており、「同級生」や「後輩」、「親族」からの被害については調査されていない。行為者の範囲を拡大し、調査を行う必要があると考える。

4 SHが被害者に与える影響

就学時期のSHが被害者児童生徒に与える影響を示唆した先行研究として内田(2007)やAAUW(2001)がある。内田(2007)は、SHの心身への影響として怒りや

恐怖感、抑鬱気分、不安、焦燥感、自尊心喪失、屈辱感、孤独感、無力感、感情不安定といった精神的症状や、頭痛、食欲不振、体重減少、不眠といった身体的症状を挙げている。また、被害を生々しく再体験するフラッシュバックや悪夢、外界への反応性の低下や関連した刺激を回避しようとする心的外傷後ストレス障害(PTSD)が生じることであると述べている。AAUW(2001)は、中 1～高 3 の 1,965 人を対象に就学時期における SH の経験とその影響を調査した。調査の結果、SH を経験した児童生徒の 87%は SH が自分にマイナスの影響を与えたと回答した。マイナスの影響の具体的な内容として、うつ病、食欲不振、悪夢や睡眠障害、自尊心の低下、恐怖や恥などの否定的な感情を抱くようになるとともに、日常生活における活動への関心の喪失、友人や家族からの孤立、不登校、成績の低下などが挙げられた。

これらの研究から就学時期における SH は被害者の精神的・身体的健康を損なう恐れがあるだけでなく、学業への意欲や学校への適応感を低下させる可能性があると考えられる。

5 就学時期における SH への対応

次に、就学時期における SH への対応について述べる。入江・五十嵐・亀井・細井・賀谷(2005)は 58 都道府県・市を対象とし、就学時期における SH への対応の実態を調査した。調査の結果、SH 防止に関する関係規定はすべての都道府県教育委員会および指定都市教育委員会で整備済であった。しかし、規定における保護の対象として、教員を保護の対象としている県市は 58 あるにも関わらず、児童生徒を保護の対象としている県市は 49 であった。このことから、自治体によっては SH の保護対象として児童生徒を定めておらず、教員を対象とした職場における SH への対応にとどまっていることが考えられる。入江ら(2005)は、「学校現場での SH は職員が就労上のまたは学生等が就学上の不利益を受けることという教員の労働権と児童生徒の学習権(発達権)を侵害する問題であると捉え、その問題を取り扱う規定として改定することが求められる」と述べている。

SH 対応の組織整備については、委員会等を設置している県市が 12、既存の組織で SH にも対応しようとしている県市が 40、各学校の実態に応じて対応しようとしている県市が 12 であった。入江ら(2005)は、相談員が相談もしくは苦情を受け、事実確認をし、加害者が被害者にどう対応すべきか助言・指導するという一連の流れで解決をしていくための組織作りが必要であると指摘し、組織制度の見直しや再構築の必要性を訴えている。また、SH に関する問い合わせ、相談、苦情を受け付ける窓口を教育委員会に設置している県市は 51、学校に設置している県市は 33 であった。また、専門相談員を設置したり、相談、苦情に対応するためのマニュアルを作成している県市もあった。

周知・啓発については、35 県市が研修・講習会を実施しており、3 県市が実施予定であった。20 県市は実施しないと回答した。校長全員を対象とした研修は 22 県市、教頭全員を対象とした研修は 14 県市で行われている一方、教員全

員を対象とした研修をおこなったのは7 県市のみである。明石(2019)は、SH 加害者となり得る教員が、自らの言動が SH であることに無自覚で気づいていない場合が多いと述べている。このことから、SH に対する適切な認識をもつことができるように、SH の当事者となり得る教員への研修、講習会の実施が求められる。また、研修・講習会以外の方法で周知・啓発したものとして、各学校に対して通知を出したり、教員だより等を発行したり、児童生徒・保護者向けに啓発を行ったり、ホームページに掲載したりする取り組みがあげられた。各学校に対する通知は41 県市が、教員だより等の発行は35 県市が行っている一方、児童生徒・保護者向けの啓発を行ったのは4 県市のみであった。児童生徒への啓発にあたっては、児童生徒に SH とは何かを伝えることが大切であり、SH を受けたとき何ができるか、そして加害者にならないためにという人権感覚を育てていくためにも、パンフレットや授業を通した啓発活動が必要であると入江ら(2005)は述べている。窓口や専門相談員の設置や組織体制を効果的に活用していくためには児童生徒への啓発、周知が必要であると考えられる。

さらに、柳本(2018)は、2014 年に発生した T 市公立学校教諭わいせつ事件裁判での学校側の対応をもとに、SH 事案へ対する教育機関の対応として必要なことを5 点あげている。1 点目は、被害者の安全や心身のケア、学習支援等と共に多機関連携を図った上で事実調査を実施することである。2 つ目は、加害行為が認められた場合、その加害者に対する再発(反復)防止のための教育指導を実施することである。3 つ目は、加害者が教育現場に復帰する場合、学校と教育委員会、その他適切な社会資源保持者や保持機関との間で情報共有を図りながら、再発(反復)防止の措置をとることである。4 つ目は、災害共済給付金制度や犯罪被害者給付金制度など、社会に存在する被害者に対する支援制度活用に向けた支援を教育機関が実施することである。そして、5 つ目は、事案発覚、公表時に当該学校児童生徒、保護者に対し適切な対応を実施することである。また、就学時期における SH の発生について、加害者は加害を繰り返す傾向にあることや、被害者の好意や信頼を得る過程を経ながら性暴力の実行に至ることを指摘し、これらの SH 発生メカニズムを教育関係機関全体で共有できる仕組みが必要であると述べている。

6 就学時期における SH への対応を困難化させる要因・意識

学校現場における SH 対応を困難化させる要因として以下の2 つの要因が考えられる。1 つ目は、セクハラ神話の存在である。セクハラ神話とは、レイプ神話から派生した言葉である。レイプ神話は、「レイプとレイプ被害者・加害者に関する偏見にみち、ステレオタイプの、間違っただけ」と定義される(Burt, 1980)。レイプ神話は、主に3 つに大別することができる(塚原, 2004)。1 つ目は、「レイプにあうのは悪い子だけ」「健康な女性であれば、本気で拒否する気持ちがあればレイプ犯に抵抗できる」などとレイプの発生状況や被害に遭った女性の特性を挙げ、レイプ発生の責任を女性に転嫁するものである。2 つ目は、「女性はレイプされることを望んでいる」といった女性のレイプ願望神話など、

女性側の要に関するものである。3 つ目は、レイプ加害者は異常者であるというような加害者側の要に関するものである。このようなレイプ神話を SH にあてはめたのが、「セクハラ神話」であり、「被害者にも落ち度がある」「自分に注目してもらおうと思っている」など、被害者をバッシングし、加害者を正当化する風潮である(亀井, 2002)。Losway(2008)がまとめた「セクハラ神話」の一部を日本語訳し、表 2 に示した。

表 1 Losway(2008)が示した「セクハラ神話」

-
1. 被害者が抗議, 報告, 助けを求めることをしなければ SH ではない
 2. 被害者が職や職場での地位を失っていなければ SH ではない
 3. 行為者が同僚や生徒など, 上司や先生でなければ SH ではない
 4. 肉体的な違法行為ではなく, 単なる言葉によるものだったので SH ではない
 5. 被害者は行為を望んでいた, または楽しんでいた
 6. SH は男性優位の分野で女性にだけ起こる
 7. SH はセクシーに見える女性、セクシーに振る舞う女性にしか起こらない
 8. 行為者は、精神異常者/変質者/不細工/性的欲求不満であるに違いない。
 9. SH は一般的な行為でありたいしたことではない
 10. 被害者は被害を誇張している
 11. 被害者はレイプされたり, 暴行されたわけではないのでたいしたことではない
 12. SH はフェミニストが作り出した問題に過ぎないためたいしたことではない
 13. 性的なコメントや冗談は学校や職場をより面白くする
 14. 被害者は性的な事柄に過敏になっているだけである
 15. 被害者は行為者に仕返しをするため SH を受けたと嘘をついている
 16. 被害者は金銭や成績, 特別待遇を得るために SH を受けたと嘘をついている
 17. 被害者は行為者を避けたり, 口頭で抗議したり, 報告することによって SH を止めることができる/止めるべきである
-

また、バッシングは被害者本人にとどまらず、「親がきちんと見ていないからだ」「敏感になりすぎている」「そんなことに目くじらを立てると職場の雰囲気が悪くなる」など、保護者や被害者を保護し支援しようとする者、問題化した教員にも及ぶことがある。児童生徒の人権を守ろうと声を上げた教員がバッシングされることは、問題の本質に触れることなくなかったことにされてしまい、再発の土壌となる(亀井, 2002)。2 つ目は、学校のパターナリズムによる事件の秘匿である。上述したように、学校現場において SH や性暴力事件が起きた際、「将来があるのに、性の問題の被害者にするのは避けるべき」という学校のパターナリズムによって事件が内密に処理されうやむやにおわるケースが多い。杉村(2005)は、生徒をまもるために「内密にする」学校の対応は、「善意にもとづいている」という点で必ずしも非難はできないが、「内密にする」ことは「性に関する事件にかかわること自体が隠すべきこと」という観念を強化し、問題

の隠蔽や被害者に落ち度があったというスティグマの深刻化に荷担するだけであると述べている。これらのことから、就学時期の SH は児童生徒の人権を侵害する深刻な事件であることを認識し、対応への制度・組織整備を進めていくとともに、被害者救済支援、就学時期の SH に関する啓発活動を行っていく必要がある。また、SH 防止の対策について牟田(2016)は「SH を単に性的行為の問題として矮小化したり不法行為として問題を縮減したりするのではなく、個人としての労働権、人権の保障という視点なくしては、真の意味での SH の防止や対策はなされえないだろう」と述べている。そして、そのような基本原理原則に立った展望を見据えながら、画一的な対策で良しとするのではなく、被害者が不安なく復帰できるよう、SH 加害者に問題を正しく理解させ認識と行動を改めさせる取り組みが重要であると述べている。

IV 就学時期における SH 研究の課題

就学時期における SH については、相談件数やわいせつ事例に係る懲戒免職処分からその発生件数を推測するにとどまっており、現状の把握が困難な状況である。このことから、SH が就学時期にどの程度発生しているのか現状を把握する必要がある。さらに、就学時期における SH の被害経験が被害者にもたらす影響について、被害者や研究者の主観的な解釈によるところが大きく、データを用いた客観的な根拠が薄いため、SH の被害経験と被害者の心理的または社会的な適応との関連について、統計的手法を用いて客観的に検討する必要がある。

参考・引用文献

- AAUW(2001). Hostile Hallways: Bullying, Teasing, and Sexual Harassment in School., AAUW Educational Foundation
- 明石一郎(2019). スクール・セクシャル・ハラスメントに関する学習資料, 人権を考える, **22**, 101-109.
- 千葉県教育委員会(2021). 令和2年度セクシュアルハラスメント及び体罰に関する実態調査の結果について 千葉県 Retrieved from <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/sekuhara/r2chousa.html> (2021年12月1日)
- 入江直子・五十嵐とし江・亀井明子・細井とし子・賀谷恵美子(2005). 学校におけるセクシュアル・ハラスメントへの対応の実態と課題—都道府県・指定都市教育委員会アンケート調査の結果から—, 神奈川大学心理・教育研究論集, **24**, 87-115.
- 亀井明子(2002). スクール・セクシュアル・ハラスメント, 駒澤大学教育学研究論集, **18**, 101-111.
- 亀井明子(2015). 学校におけるセクシュアル・ハラスメントの実態と課題, 季刊教育法, **184**, 6-13.

- 神奈川県教育委員会(2020). 令和2年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査結果について 神奈川県 <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/75423/0511houkokul.pdf> (2021年12月1日)
- Kimberly A. Losway, Lilia M. Cortina, & Vicki J. Magley (2008). Sexual Harassment Mythology: Definition, Conceptualization, and Measurement, *Sex Roles*, **58**, 599-615.
- 厚生労働省(2018). 職場のセクシュアルハラスメント, 妊娠・出産等ハラスメント防止のためのハンドブック, https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shiryo/R02guidebook_99zentai.pdf(2021年12月1日)
- 厚生労働省 都道府県労働局雇用均等室(2018). 職場のセクシュアルハラスメント対策はあなたの義務です, https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/dl/120120_01.pdf, (2022年1月17日)
- Martha R. Burt (1980). Cultural Myths and Supports for Rape, *Journal of Personality and Social Psychology*, **38(2)**, 217-230.
- 杉村直美(2005). スクール・セクシュアルハラスメントにみられる学校のパターンナリズム, 教育社会学研究, 日本教育社会学会大会発表要旨収録, **57**, 165-166.
- 東京都産業労働局(2020). 労働相談及びあっせんの概要 東京都産業労働局, https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/toukei/koyou/r1_3_5.pdf (2021年12月1日)
- 塚原睦子(2004). 大学生におけるレイプ神話容認態度研究—性に対する意識との関連—, 名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要. 心理発達科学, **51**, 307-309.
- 内田千代子(2007). ハラスメント相談(特集 メンタルヘルス), 大学と学生, **41**, 24-36.
- 山田 智・中道圭人・黒川みどり(2015). 教員養成系の大学生におけるハラスメントに関する意識と現状: 大学でのハラスメントを防止するために, 静岡大学教育実践総合センター紀要, **24**, 15-24.
- 柳本祐加子(2012). スクール・セクシュアル・ハラスメント—こどもに対する性暴力, 性虐待, そして性虐待罪であるという視点を立てる, 中京ロイヤー, **17**, 19-30.
- 柳本祐加子(2017). スクール・セクハラ等のための法制度設計に向けて, 日本教育学会第75回大会研究発表要項, **75**, 262-263.
- 柳本祐加子(2018). スクール・セクシュアル・ハラスメントについて—T市公立学校教諭わいせつ事件裁判から見える対策—, 中京ロイヤー, **29**, 17-24.

Literature Reviews on Sexual Harassment at School in Japan

Authors; NODA Yukina*1, OHMORI Iori *2

Sexual harassment (SH) during the school years is one factor that hinders children's proper development. The Ministry of Education, Culture, Sports, Science, and Technology (MEXT) (2020) has been strengthening education and awareness-raising as "life safety education" to eradicate sexual crimes and sexual violence against children. It has also been promoting correct understanding and knowledge of SH. This paper reviews previous studies in SH during the school period and discusses future research issues. Although the experiences of SH during the school period are known to affect self-esteem and motivation to learn, there are few surveys of sexual harassment. The Ministry of Education, Culture, Sports, Science, and Technology (MEXT) or other government agencies had not surveyed the number of cases of SH. The only speculation is based on the results of independent surveys by local boards of education, the number of consultations and the number of disciplinary actions related to indecent cases. Research issues on SH during the schooling period include understanding the frequency of SH and clarify the relationship between the experience of SH victimization and the psychological or social adjustment of the victim using statistical methods.

Keywords: sexual harassment, education, school

*1 Graduate at the Graduate School of Education, Okayama University

*2 Faculty of Education, Okayama University
